

○山形市議会政務活動費の交付に関する規程

平成13年4月1日市議会訓令第3号

改正

平成17年3月25日市議会訓令第1号

平成25年3月1日市議会訓令第2号

令和2年3月31日市議会訓令第1号

令和2年6月16日市議会訓令第2号

令和3年3月31日市議会訓令第2号

令和5年9月29日市議会訓令第3号

山形市議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、山形市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第20号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、政務活動費交付申請書（別記様式第1号）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書)

**第3条** 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、その旨を政務活動費交付決定通知書（別記様式第2号）により議長を経由して当該議員に通知するものとする。

(交付請求)

**第4条** 前条の規定により通知を受けた議員は、条例第4条第5項に規定する政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書（別記様式第3号）を議長を経由して市長に提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

**第5条** 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書（別記様式第4号）の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第6条** 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の収入及び支出に係る会計帳簿（別記様式第5号）及び領収書その他の証拠書類を整理するとともに、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日（条例第6条第2項に規定する提出期限の日をいう。次条第1項において同じ。）の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（収支報告書等の閲覧）

**第7条** 条例第10条第1項の規定による収支報告書等の閲覧の請求は、当該収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から行うことができる。

2 前項の請求は、口頭により行うものとする。

3 条例第10条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該収支報告書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を専用機器（当該電磁的記録を閲覧に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものにより行うものとする。ただし、議長が特に認めるときは、別の方法によることができる。

4 閲覧は、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中に行わなければならない。

5 閲覧を行おうとする者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第3項の専用機器を破損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) その他職員の指示に従うこと。

6 議長は、閲覧者が前2項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

7 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

（令和2年度における交付額の変更手続等）

- 2 令和2年度においては、第3条の規定により通知を受けた議員は、令和2年6月30日までに、政務活動費変更交付申請書を議長を經由して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請のあった議員について第3条の規定により決定した令和2年度分の政務活動費の額を変更し、その旨を政務活動費交付額変更決定通知書により議長を經由して当該議員に通知するものとする。
- 4 第1項の政務活動費変更交付申請書及び前項の政務活動費交付額変更決定通知書の様式については、議長が別に定める。

附 則（平成17年3月25日市議会訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の山形市議会政務調査費の交付に関する規程の規定は、施行日以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月1日市議会訓令第2号）

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日市議会訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、令和2年度以後に交付される政務活動費について適用し、令和元年度以前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月16日市議会訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日市議会訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年 月 日市議会訓令第 号）

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

山形市長 様

（山形市議会議長経由）

議員名

政務活動費交付申請書

山形市議会政務活動費の交付に関する規程第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

（山形市議会議長経由）

山形市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

年度政務活動費交付決定額

円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

山形市長 様

（山形市議会議長経由）

議員名

政務活動費交付請求書

山形市議会政務活動費の交付に関する規程第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

請求額 金 円

（ただし、 年 月分から 月分まで）

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

山形市議会議長 様

議 員 名

年度政務活動費収支報告について

山形市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、  
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収入 政務活動費 \_\_\_\_\_円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
広報広聴費		
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
通信・交通費		
合計		

3 残額 \_\_\_\_\_円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。